

は ち が た ち く か っ せ い か け い か く  
鉢形地区活性化計画

栃木県・小山市

平成25年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	鉢形地区活性化計画		都道府県名	栃木県	市町村名	小山市	地区名(※1)	鉢形	計画期間(※2)	平成25年度～平成29年度
-------	-----------	--	-------	-----	------	-----	---------	----	----------	---------------

## 目 標 : (※3)

本地域は、小山市の北東部に位置し、国道4号バイパスの東側に開けた水田地帯を灌漑するため、一級河川姿川より取水し、農業用溜池山田沼に貯水され水田地帯へ供給される、平成4～11年県営圃場整備事業(桑東部地区)により圃場整備を行った地域である。しかしながら、ため池の一部護岸と付帯する水路においては土羽法面であり、近年の豪雨・増水によって洗掘や法面が崩壊する等、維持補修に多大な労力を要しているとともに、水の安定供給に苦慮し、効率的な営農が困難な状況となっている。このような状況から、本地域では、農家戸数が平成17年で574戸、平成22年度で471戸と103戸(18%)の減少となっている。このため、農業用排水施設を整備・保全し営農環境を改善することで、効率的安定的な農業経営の実現に資し、今後の農家戸数の減少を平成30年度に平成22年度比43戸減(9%)428戸に抑制し、農業就業者の離農抑制及び新規就農者の確保定住化を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する。当地区は、小山市の北東に位置し、工業団地に隣接する都市的農業地域で、営農形態は米、野菜による複合経営であり、農産物はすぐ西側を通る国道4号バイパスを經由して東京方面へ出荷されている。

### 現状と課題

当地区は、水稻・麦・野菜等の生産が盛んであるが、農業用排水施設において一部土羽法面であり、洗掘や法面の崩壊等で維持保全に多大な労力を要するとともに、効率的且つ安定した水の管理が出来ない状況にある。又、大雨時には水路の草等により、水路内を流れる水が溢れたり、増水による溜池護岸及び水路法面の崩壊等、農作業に支障を来たしております。このため、現状の農業生産基盤の整備水準を向上し、営農環境を大幅に改善することにより効率的な農作業を行える。また、農業経営の安定化・効率化を図ることにより、農業振興を図る中で地域の活性化を図っていくことが課題となっている。

## 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤整備、後継者の育成や農地の集約化等を促進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、溜池及び用排水路の整備を行うことによって、農作業を効率良く行えるようにし、且つ安定的な排水・用水の管理によって、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図る。このことにより当地域の農家人口・総人口の減少を抑制し、営農活動の活性化を促進する。また、活性化計画の終了翌年度に、農家戸数を平成22年度比43戸減(9%)に留める目標の達成状況を検証する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小山市	鉢形	基盤整備(農業用排水施設)	小山市	有	イ	H25～H29

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

鉢形 地区(栃木県小山市)	区域面積 (※2)	1020ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の1020haのうち工業団地等を除く832haに対する農地面積は672haで8割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者は、全体で707戸のうち436戸であり、おおむね62%である。		
②法第3条第2号関係: 当地域の農家戸数は平成17年度から平成22年度の間18%減少しており、農業従事者においては高齢化や後継者不足が進んでおり、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加や農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 農振地域の為、市街地を形成している地域は含んでいない。		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地域の農家戸数は、平成17年574戸から平成22年471戸と103戸(18%)減少している。また農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、農業経営の維持が困難になっている。このため、平成30年の農家戸数を平成22年度比43戸減(9%)に抑制することを目標とする。小山市では、平成30年度事後評価時にH27農業センサス及び小山市農地基本台帳等を基に農家戸数を確認し達成状況の評価を行い、その結果を公表する。その際、公表にあたっては、第三者の意見を聴取する。また、県としては小山市の評価について妥当性を確認する。その後結果を公表する。